

議案第 30 号

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

墨田区学童クラブ条例（平成 11 年墨田区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同じ。）」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程（学校教育法に規定する義務教育学校の前期課程をいう。以下同じ。）」を、「区外の小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を加え、同条ただし書中「児童」の次に「（義務教育学校の前期課程のうち、当該学年に相当する学年に在籍しているものを含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。